

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

特別調整対象者になる方とは

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
- ② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

【特別調整】40代 男性(精神障害)



窃盗やアルコール依存がある男性。依存症回復施設への入所を勧めたが嫌だと言った。本人の希望を聞き障害者グループホームへの入所を提案すると落ち着いて暮らし始めた。フォローアップの訪問をしたところ、本人は「主治医を変え一人暮らしをしたい」と訴えた。その訴えは病状に左右されたものだったが、窃盗も飲酒もしていない現状を「とても素晴らしい」と伝え、今の暮らしはグループホームの支援のおかげだと気づき「ここでの暮らしをもう少し続けてみる」と言った。

もっと早く出会えたらよかった

【相談支援】50代 女性



本人には助けが必要だと気づいた弁護士からの相談で関わった。失業し家賃滞納により住居を失った女性は、小銭を握りしめて市役所に助けを求めたが、思っていたような支援を得られなかった。仕方なくネットカフェから派遣の仕事に通い約10年間暮らしてきたと言う。体調が悪く日銭を稼げないこともあり転売目的の窃盗で逮捕された。留置所で女性は「安定した職に就いて生活を立て直したい」と希望していた。釈放された女性は自立準備ホームに入居すると、ほどなく正職員として働きだした。数か月給料を貯めて、居住支援法人の力を借りてアパートに転居した。

【特別調整】80代 女性(精神障害)



常習累犯窃盗の女性は、脳梗塞の後遺症があり障害者手帳を所持している。「子どもたちに見捨てられ寂しかった。居場所がないと感じて自暴自棄になっていた」と事件当時の気持ちを教えてくれた。高齢者施設への入居を拒み、自由に外出し大好きな煙草とコーヒーを楽しみたいと希望した。釈放されてから、宿泊提供施設に入居し煙草を節約してつましく暮らしている。法テラスの法律相談を利用し相続問題の解決にも取り組み、前向きに暮らし始めた。

【被疑者等支援業務】30代 男性(精神障害)



男性は、住込み就労先を解雇されて空腹から無銭飲食で逮捕されており、被疑者等支援業務として関わった。10代で幻聴が聞こえる様になり入退院や断薬を繰り返し、職を転々としていた。執行猶予で釈放された男性に住まいを提供し生活保護につなぎ、精神科に定期的に付き添った。男性は早々に仕事を見つけてきて転居し支援から離れて行った。だが再犯により再び支援を希望している。

【特別調整】少年(知的障害・ADHD)

児童養護施設で育ち母親の愛情を渴望し続けている。外見を気にする年頃になると、自信が持てず施設や学校では大人を独占しようとし、思い通りにならないと暴力で従わせようとした。傷害の罪で少年院に入院した幼さが残る少年には、生活を丸ごと見てくれる入所施設から始めるのが適当と判断し入所支援施設に相談した。「こういう子って

いるよね」と受け入れが決まった。保護観察官、保護司、定着支援センターが施設を訪問して励ましている。グループホームに移り、通所施設に通う目標に向かって進んでいるところだ。二十歳の誕生日にケーキを届けるとホールのケーキを頬張り喜んでくれた。



会員を募集しています。当法人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円

賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

千葉銀行 中央支店：普通 4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

特定非営利活動法人

生活サポート千葉

◆地域生活定着促進事業(千葉県地域生活定着支援センター)

開設：平成22年10月1日

連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

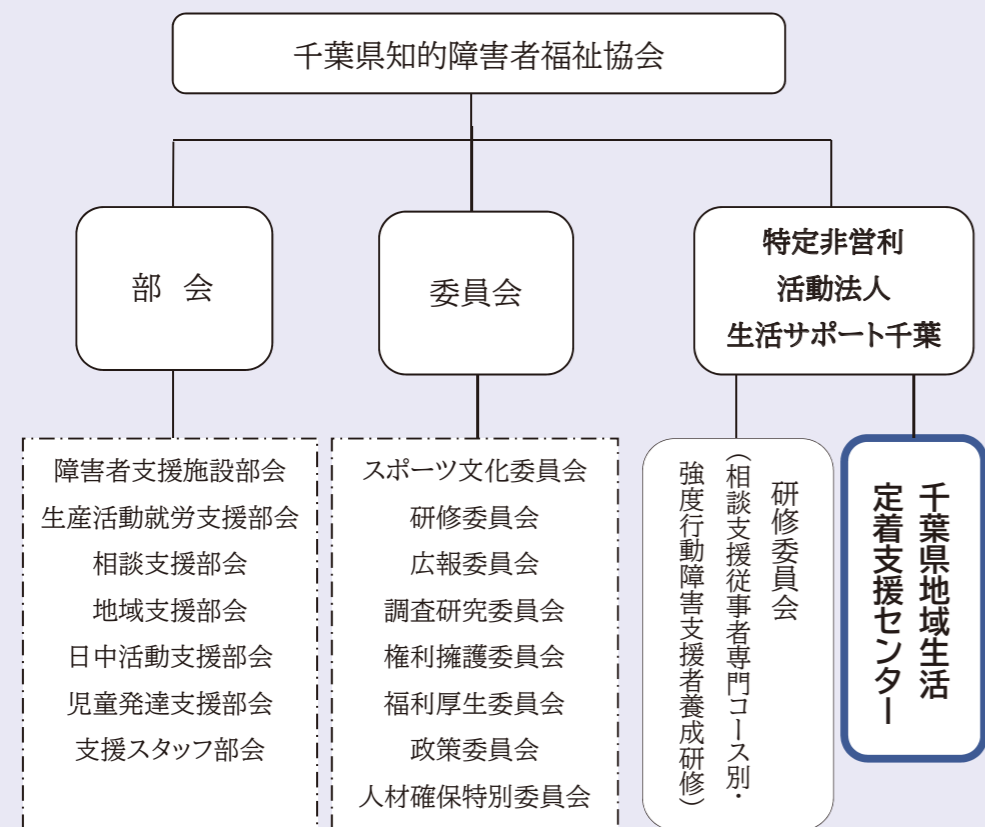
◆研修受託事業(生活サポート千葉)

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720



特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業(地域生活定着支援センター)、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県地域生活定着支援センター

入口

被疑者・被告人

出口

出所者



相談支援業務としての被疑者・被告人等の支援 (被疑者等支援業務にならない者)

刑事手続き段階にある障害者・高齢者に対し、弁護人や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。



地域生活定着促進事業

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受け、福祉の支援につなげます。

被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事手続きの入口段階(捜査・公判段階)にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

生活サポート千葉の自立準備ホーム

- 宿泊場所の供与
- 3食の提供
- 毎日の入浴提供
(国の基準は週3回)
- 職員が毎日訪問し生活全般にわたる相談にのる
- 福祉サービス等への繋ぎ、転居の支援

行政
(市区町村等)

家族等

保護観察所
保護司

検察庁

医療機関
保健所

中核地域生活
支援センター

千葉県
地域生活定着
支援センターに
おける
連携支援

県弁護士会
『社会復帰支援
活動援助制度』

自立準備
ホーム

居住支援法人

福祉事業所

相談支援
事業所

地域包括支援
センター

